

事務連絡
令和4年2月18日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」
（令和4年1月7日（令和4年2月18日一部改正）事務連絡）の発出に伴う
対応等について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、障害者支援施設等の従事者を含む社会機能維持者が濃厚接触者となった場合の待機を早期に解除するための検査（以下「待機期間早期解除検査」という。）について、集中的実施計画に基づく検査（以下「集中的検査」という。）（※）の一環として実施することが差し支えない旨、別添のとおり、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」（令和4年1月7日（令和4年2月18日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において示されましたので、管内の関係施設等に対する周知及び一層の連携を図るようお願いいたします。

※ 集中的検査においては、対象施設の設定に当たり、障害者支援施設等を含む入所系の高齢者施設等を基本として、これらに加えて、外部との接触の機会が多い通所系や訪問系の事業所も対象とすることを検討することとされています。

また、抗原定性検査キットについては、需給が安定するまでの間、必要なところに確実に供給されるよう、優先度に応じた物流の流れを確保する措置が講じられていますが、集中的検査は行政検査として実施されるものであり、優先して供給されることとされています。なお、この取扱いは、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定された地域以外においても可能です。

障害者支援施設等が提供するサービスは、利用者や家族の生活に欠かせないものであるため、感染拡大時においても業務が継続されるよう必要な支援を行うことが重要です。つきましては、障害保健福祉主管部（局）におかれましては、上記取扱いを踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう、待機期間早期解除検

査を集中的検査に位置づける場合には、衛生主管部局に積極的に働きかけるようお願いいたします。

なお、昨年夏以降に国から配布した抗原定性検査キットを保管している障害者支援施設等においては、保管している抗原定性検査キットについて、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（令和4年1月28日一部改正）新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、検査の実施に当たって求められる内容を遵守した上で、待機期間早期解除検査に用いることも差し支えないこととされておりますので、ご承知おき頂きますようお願いいたします。

【別添】

「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」（令和4年1月7日（令和4年2月18日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）